

子どものための教育・保育給付に係る 支給認定証・支給認定通知書について

<支給認定証・支給認定通知書（支給認定変更通知書）について>

支給認定証は、保育施設等を利用する際に必要となるものです。また、支給認定通知書は、認定の内容を示したものです。内容をよくご確認ください。これらは、保育施設等の利用につき保留となった方にもお送りしています。

すでに支給認定証をお持ちの方で、認定の内容に変更がなかった方についてはお送りしていません。変更があった方については、支給認定証及び支給認定変更通知書をお送りしています。

【 支給認定の内容について 】

①支給認定区分

認定の種類を記載しています。

②保育の必要性の事由

保護者の方の保育を必要とする理由（就労、妊娠・出産、疾病等）を記載しています。

③保育必要量

保育の必要性の事由に応じ、保育を利用することができる時間を表しています。

- ・「保育標準時間」… 1日に最大11時間、利用することができます。
- ・「保育短時間」…… 1日に最大8時間、利用することができます。

ただし、これらの時間は上限であり、必ずしも11時間または8時間利用できるということではありません。実際の保育時間は、保育を必要とする状況を個別に確認したうえで各保育施設等において決定します。

保育時間の決定のため、保育施設等より別途書類のご提出をお願いすることがありますのでご協力をお願いします。

④支給認定の有効期間

保育の必要性の事由に応じた有効期間を記載しています（①認定区分が「満3歳未満・保育認定」の場合は、最長で満3歳の誕生日の前々日までとなっています）。

- ・「妊娠・出産」……出産（予定）日から8週間を経過した日の月末まで
- ・「求職活動」……有効期間の開始日から90日を経過する日の月末まで
- ・「就学」……保護者の卒業予定日が属する月の月末まで
- ・「疾病・障がい」「介護・看護」……診断書の治療見込み期間や障がい者手帳等の有効期間の満了日まで
- ・その他「就労」等…子どもの就学前まで 等

有効期間の満了後も引き続き保育の利用を希望するときは、満了前に更新の手続きを行う必要があります。

ただし、①支給認定区分が「満3歳未満・保育認定」となっている方で、上記期間内に、子どもが認可の保育施設等を利用中に満3歳到達を迎える方については、満3歳到達時に新たに「満3歳以上・保育認定」とした支給認定証をお渡ししますので、手続きの必要はありません。

＜求職活動を事由とする認定を受けて保育施設等を利用される方へ＞

求職活動を事由とする認定の有効期間は、有効期間の開始日から90日を経過する日の月末までです。支給認定証に記載されている有効期間をご確認ください。

例えば、4月1日から認定を受けて保育施設等を利用される場合、保育施設等を利用できる期間は6月末までとなります。指定する期日までに就労証明書等を提出できない場合は、6月末で保育施設等を退所することとなります。

引き続き保育施設等の利用を希望するときは、改めて利用申込を行い、利用調整（選考）を受ける必要があります。

＜幼稚園等（新制度の幼稚園・認定こども園（教育部分））を利用される方へ＞

保育施設等の利用が保留となる等の理由により、幼稚園等を利用される場合は、状況に応じ次の①または②もしくは③の手続きを行っていただく必要があります。（新制度に移行していない幼稚園の場合は不要です。）

なお、いずれの場合も、①または②もしくは③の手続きを行う旨を事前に区保健福祉センターへご連絡ください。

①幼稚園を利用しながら、保育施設等の空き待ちをする場合

「特例給付」により、現在の保育認定を受けたまま幼稚園を利用することとなります。この場合、教育標準時間認定（1号認定）の申請を行う必要はありません。教育標準時間認定（1号認定）を受けた場合、保育施設等の空き待ちを辞退したと見なされる場合がありますので、ご注意ください。

②幼稚園を利用し、保育施設等の空き待ちをしない場合

利用が内定した幼稚園を通じて、教育標準時間認定（1号認定）の申請を行ってください。

③認定こども園（教育部分）を利用する場合

利用が内定した認定こども園（教育部分）を通じて、教育標準時間認定（1号認定）の申請を行ってください。

次のようなときは、手続きが必要です

認定の内容について次のような変更があったときは、所定の届により認定変更の手続きが必要です。該当される場合は、すみやかに区保健福祉センターまたは保育施設等にお申し出ください。

- ・子ども・保護者その他世帯員の氏名・住所変更（世帯員の追加・減少を含む）
- ・市町村民税額の変更
- ・児童扶養手当の受給・喪失、保護者の婚姻・離婚
- ・生活保護の受給開始・停止・廃止
- ・障がい者手帳の交付・廃止（子ども・保護者その他世帯員を含む）
- ・保護者の就職（転職を含む）・離職・産前産後・育児休業の取得 等